

# 本巢市地域おこし協力隊を受け入れたい民間団体 募集要項

## 1. 地域おこし協力隊とは

都市地域から過疎地域など条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が「地域おこし協力隊」（以下、「協力隊」という。）として委嘱。隊員が一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みです。

本市においても地域力維持向上のため、その担い手となる人材の確保が重要となっていることから、都市地域の人材を積極的に受け入れ、定住及び定着を図り、地域の活力維持や地域の魅力の再発見につなげるため、平成24年度に協力隊を設置。これまでに11人の隊員を委嘱し（令和6年4月1日現在）、地域活性化のために全力で取り組んでいます。（隊員の任期後定住率：70%）

## 2. 地域協力活動とは

本市における地域協力活動の例は以下のとおりです（総務省の地域おこし協力隊推進要綱に準じます）。

- (1) 地域コミュニティの維持活動
- (2) 地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (3) 地域間交流及び移住・定住に関する活動
- (4) 地域おこしの支援
- (5) 住民の生活支援
- (6) その他目的達成に資する活動

## 3. 協力隊を受け入れたい民間団体を募集するねらい

本巢市では、平成24年度に初めて協力隊の採用を開始し、令和5年度末までに11人の協力隊を採用してきました。これまで協力隊を採用する際には、市からミッションの方向性は提示するものの、その中でどのような活動をするかは、応募者自らが選択し、応募者の提案を基にした活動を優先する、いわゆる「フリーミッション型」による募集方法を採用してきました。フリーミッション型の良い点は、自由度が高く、応募してくれた隊員は、意欲や行動力のある方が多く、OB・OGには起業された方もいます。

本市が協力隊の採用を開始してから10年以上が経過し、この形式で活躍できる隊員を増やす一方で、市としてより深刻な地域課題やチャレンジしたいことに焦点を当てた中で目標や方向性を明確に示し、共に活動する協力隊の必要性も感じるようにな

りました。

そこで、これまでの募集方法は継続しながらも、市や民間団体側から具体的に取り組んでほしいことなどを明記して募集する、いわゆる「ミッション協働型」の募集を開始します。

「ミッション協働型」については、市と協力隊と活動したい民間団体（以下、「受入団体」という。）が協働して取り組むこととし、協力隊着任後のスムーズな活動開始や任期終了後を見越した活動の実施をサポートしていくこととします。

## 4. 応募要件

次の各号の要件をすべて満たしている団体とします。

- (1) 協力隊員と共に積極的に地域の活性化に取り組む意欲があり、市内に拠点があるNPO、一般社団法人、協同組合、地域運営組織、会社等
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に定める暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (3) 政治活動団体及び宗教団体でないこと。

## 5. 応募手続

- (1) 応募受付期間及び応募方法

令和6年9月13日（金）から11月15日（金）まで、持参又はメールにて受け付けます（持参、メールともに17時まで。）。なお、提出書類は返却しません。

※メールの場合は5営業日以内に受領確認のメールを返信します。返信のない場合はメールが届いていない可能性がございますので、「5. お問い合わせ・応募先」へお電話にて確認をお願いします。

- (2) 提出書類

受入団体申込書兼企画書（市ホームページよりダウンロードしてください。）

- (3) 注意事項

- ・提出書類などの作成及び提出に要する経費は、すべて応募者側の負担とします。
- ・提出後、提出書類などの内容について確認させていただくことがあります。

## 6. 企画採用までの流れ

- (1) 「受入団体申込書兼企画書」を「7. お問い合わせ・応募先」に提出。
- (2) 企画書の内容、有効性の確認及びブラッシュアップ支援、評価と合否判定。
- (3) 企画内容を基に「おためし地域おこし協力隊」を募集。

※「おためし地域おこし協力隊」とは、令和元年度より始まった国の取り組みで、主に2泊3日から2週間以内の期間で、地域の方との交流や協力隊が行う実際の活動や業務をおためしで体験しながら確認することができる制度です。

- (4) (3)を経て協力隊希望者は、本採用に向けたエントリーをしてもらいます。

(5) 第1次選考（書類審査）及び第2次選考（面接審査）を実施。

※採択された受入団体にも同席いただきます。

(6) 受け入れ準備が整い次第、着任。

※隊員は、市の委嘱を受け、活動拠点地域を中心とする地域おこし活動の対価として、市から報償費の支給を受けるものとし、市や受入団体との雇用契約はなく、職員ではありません。市や受入団体との雇用契約はないため、国民健康保険料及び国民年金保険料は、隊員の負担となります。また、公務災害の適用はないため、傷害保険は市で加入しますが、活動時の傷害のみが対象となります。

## 7. お問い合わせ・応募先

(1) お問い合わせ・応募先

本巣市役所 企画部 企画広報課

〒501-0491 本巣市早野 255 番地

TEL：058-323-5142

E-mail：kikakukouhou@city.motosu.lg.jp

(2) 事業委託先

(一社)岐阜県地域おこしネットワーク

URL：<https://www.gifuokoshi.com>